

議案第 69 号

市川市手数料条例の一部改正について

市川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 15 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市手数料条例の一部を改正する条例

市川市手数料条例（平成 11 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表建築基準法関係手数料の表中「電動ダムウエーター」を「小荷物専用昇降機」に改める。

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の表低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査登録建築物調査機関等による技術的審査を受けていない低炭素建築物新築等計画の項中「登録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、同項第 5 号ア中「第 8 条第 1 号イ(2)」を「第 10 条第 1 号イ(2)」に、「第 8 条モデル建物法」を「第 10 条モデル建物法」に改め、同号イ、同項第 7 号ウ(ア)及び(イ)並びに同項第 8 号ウ(ア)及び(イ)中「第 8 条モデル建物法」を「第 10 条モデル建物法」に改め、同表低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査登録建築物調査機関等による技術的審査に係る適合証又は設計住宅性能評価書（断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 5 に適合しているものに限る。）が交付された低炭素建築物新築等計画の項中「登録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改める。

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の表建築

物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項の前に次のよう  
に加える。

<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査</p>	<p>1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1条モデル建物法（基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。以下この表において同じ。）による申請 次に掲げる建築物の延床面積（増築又は改築に係る申請の場合は、当該増築部分又は当該改築部分の延床面積。次号において同じ。）の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 155,000円</p> <p>イ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 251,000円</p> <p>ウ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 328,000円</p> <p>エ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 395,000円</p> <p>オ 25,000平方メートル以上のもの 463,000円</p> <p>(2) 第1条モデル建物法以外の方法による申請 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 392,000円</p> <p>イ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 559,000円</p> <p>ウ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 689,000円</p> <p>エ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 815,000円</p> <p>オ 25,000平方メートル以上のもの</p>
-----------------------------------	---

	929,000円
建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	1件につき、前項に定める額に2分の1を乗じて得た額
建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	1件につき、建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項に定める額に2分の1を乗じて得た額

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の表建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査申請に併せて登録建築物調査機関若しくは登録住宅性能評価機関による技術的審査に係る適合証（以下この表において「適合証」という。）の写し又は登録住宅性能評価機関による設計住宅性能評価書（断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、一次エネルギー消費量等級4又は等級5）に適合しているものに限る。以下この表において「評価書」という。）の写しが提出された場合以外の場合の項中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同項第2号中「第8条モデル建物法」を「第10条モデル建物法」に改め、同項第3号中「第8条標準入力法等（基準省令第8条第1号イ(1)又はロ(1)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。）を含む」を「第10条モデル建物法以外の」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査申請に併せて適合証の写しその他建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として市長が認めるもの（以下この表において「適合証等」という。）が提出された場合以外の場合の項第1号中「性能基準（基準省令第1条第1項第2号イ(1)又はロ(1)に定める基準をいう。）に適合するかどうかを評価する方法を含

む」を「次号に規定する方法以外の」に改め、同項第3号中「(基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。)」を削り、同項第4号中「第1条標準入力法等(基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。)」を「第1条モデル建築物法以外の方法」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の項の備考2第1号中「第3条第2項」を「第25条第2項」に改め、同備考2に次の1号を加える。

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項の適合判定通知書の写し及び検査済証の写し

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表建築基準法関係手数料の表の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の表及び別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の表の規定は、平成29年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

## 理 由

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき新たに建築物エネルギー消費性能適合性判定の事務を行うこととなることから当該判定事務に係る手数料を定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。